

**産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会電力安全小委員会
電気保安人材・技術WG（第3回）－議事要旨**

日時：令和元年11月25日（月）13：00～15：00

場所：経済産業省別館3階312会議室

出席者

<委員>

渡邊座長、稲月委員、小野委員、柿本委員、春日委員、佐藤委員、中村委員、中山委員、福島委員、前田委員、松橋委員

<経済産業省>

河本産業保安担当審議官、田上電力安全課長、橘電気保安室長、他

議題：

1. 電気保安人材・技術WG中間報告（案）について
2. 電気工事人材をめぐる現状と課題
3. 地方分権提案について

議事概要：

1. 電気保安人材・技術WG中間報告（案）について

○事務局より、資料1に基づき説明。

○委員からの主な意見

<総論>

- ・ 中間報告（案）の政策の方向性は、本WGのこれまでの議論が適切にまとめられており、事務局は着実に進めてもらいたい。

<電気保安人材の確保について>

- ・ 電気保安・電気工事業界の入職者増加に向け、入職促進協議会には、アンテナを広く張って対策を検討して欲しい。
- ・ 外部委託承認に必要な実務経験年数について、現行の「5年」は長すぎる。研修で短縮可能という整理であれば、引き下げを検討すべき。
- ・ 研修の内容については、ある程度、国でオーソライズすべき。

<電気保安のスマート化について>

- ・ （中間報告（案）のとおり）スマート保安を推進するため、換算係数や圧縮係数を引き下げる方向で制度の見直しを進めるべき。
- ・ スマート保安は他業界でも広がっている。人材不足問題に対しても、果たす役割は大きい。
- ・ スマート保安は、設置事業者と保安事業者の両方の関与が必要。事業者側の

インセンティブも今後の検討の視点に加えるべき。

<電気保安における規律の確保について>

- ・（中間報告（案）のとおり）受託者に直接指導するための制度見直しを進めるべき。

○事務局からの主な回答

- ・ 中間報告（案）に関して頂いた委員からの御意見を踏まえ、しっかりと実行に移していく。
- ・ 外部委託承認に係る実務経験年数の見直しについて、実務経験に代替される研修内容に関しては、必要な能力や適切な研修内容等を示していくことが必要と考えている。

2. 電気工事人材をめぐる現状と課題

○一般社団法人日本電設工業協会より、資料2-1に基づき説明。

○全日本電気工事業工業組合連合会より、資料2-2に基づき説明。

○事務局より、資料3に基づき説明。

○委員からの主な意見

<電気工事士の実務経験年数について>

- ・ 第1種電気工事士資格の実務経験「5年」が長いと離職者が多いというロジックだけでは、離職をいかに少なくするかという問題になる。技能習得等の観点で過剰な規制になっていないかとの視点での整理が必要。
- ・ 以前は高卒後に未資格で現場へ入る者が多かったため、実務経験年数は一定の必要性が認められていた。一方、現在は、学生のうちに資格を取得した上で電気工事業界へ入職する者が増える中、実務経験年数をクリアできるまで彼らに重要な仕事を与えられないことが、業界に人材が定着しづらい一因。
- ・ 電気主任技術者・電気工事士ともに実務経験年数と現場の経験年数に乖離がある。現場に必要な経験年数のメルクマールについて調査が必要。

<電気工事業界における女性活躍について>

- ・ 設備や工具といったハード面の障壁は概ね解消されてきたが、現場の男性マネージャー側の女性の受け入れ態勢が弱いことが壁になり、入職の障壁となっている面がある。

○事務局からの主な回答

- ・ 実務経験年数の見直しは、電気主任技術者と同様に、必要な調査を行った上で、必要な検討を行っていく。

3. 地方分権提案について

○事務局より、資料4に基づき説明。

○委員からの主な意見

- ・ 都道府県へのアンケート結果をみると、現場のニーズがないことが伺える。
- ・ 「改正が必要」と回答している県の理由は「あるに越したことはない」という意見ばかりで積極的なものとなっていない。逆に不必要と回答した都道府県の理由の方が説得的。
- ・ 制度が不十分で安全が保てていないわけではないので、提案されている制度見直しは不必要。逆に本改正を行うと、事業者で行っている作業を無駄に増やし、責任所在が不明瞭になり混乱するだけ。
- ・ 現行制度で十分安全は保たれており、提案の改正の必要性を感じない。

次回ワーキンググループは、改めて調整させていただく旨を連絡し、閉会した。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話：03-3501-1742

FAX：03-3580-8486